

# 安全・衛生 リスクアセスメント対象物

## リスクアセスメント対象物とは

労働安全衛生法において、「SDSの交付」および「ラベル表示」が義務付けられている化学物質のこと。

### 【SDSの交付】

事業者間の取引時において、製品名や製品中にある成分の情報、化学物質の危険性・有害性に関する情報、安全上の予防措置、緊急時対応等の情報が記載されている資料等を交付すること。なお、SDSを安全データシートともいう。

### 【ラベル表示】

譲渡または提供する際に、化学物質の危険性・有害性や取扱い上の注意事項に関する情報等を、容器または包装に表示すること。

## リスクアセスメント対象物に対する措置等

体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 化学物質管理者の選任<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業種、事業場規模にかかわらず、リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱い、譲渡または提供する事業場（＊）で選任<ul style="list-style-type: none"><li>*一般消費者の生活用に提供される製品のみを取り扱う事業場は除く。</li></ul></li><li>・ 選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任</li></ul></li><li>■ 保護具着用管理責任者の選任<ul style="list-style-type: none"><li>・ 化学物質管理者を選任した事業者において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合に選任</li><li>・ 選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任</li></ul></li></ul>
リスクアセスメントの実施等	<p>「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づき、次のような手順で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①リスクアセスメント対象物に係る危険性または有害性の特定</li><li>②特定された危険性または有害性によるリスクの見積り</li><li>③リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討</li><li>④リスク低減措置の実施</li><li>⑤リスクアセスメント結果等の記録および保存ならびに労働者への周知</li></ol>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■ リスクアセスメント対象物健康診断の実施（労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合）</li><li>■ 労働者への教育（雇入時・作業内容変更時の教育の実施等） 等</li></ul>